

本ガイドブックの内容は、制度改正等に伴い、予告なしに変更することがあります。

指定地域密着型サービス事業者
指定地域密着型介護予防サービス事業者
【指定等ガイドブック】

令和5年4月改訂版
防府市健康福祉部
高齢福祉課

目 次

第1章 指定等手続きの概要

1 指定事務担当窓口	P 2
2 指定の概要	P 3
3 指定の流れ	P 5
4 指定の要件	P 8
5 事業所番号及び介護給付費等の請求届出	P 9
6 他法令の届出等	P 10
7 指定を受けた後の留意事項	P 11

第2章 指定基準の概要

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P 22
2 夜間対応型訪問介護	P 25
3 地域密着型通所介護	P 28
4 (介護予防)認知症対応型通所介護	P 31
5 (介護予防)小規模多機能型居宅介護	P 34
6 (介護予防)認知症対応型共同生活介護	P 38
7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	P 41
8 看護小規模多機能型居宅介護	P 45

第3章 指定申請書類の作成方法

1 指定申請に必要な書類	P 49
2 編纂方法等	P 49
3 指定申請書作成の留意事項	P 50
4 付表作成の留意事項	P 50
5 添付書類作成の留意事項	P 50
6 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表作成の留意事項	P 52
7 業務管理体制に係る書類の留意事項	P 52
8 提出部数	P 52

第4章 指定後の手続き等

1 変更届等の手続き	P 53
2 更新申請の手続き	P 58

第5章 介護給付費の算定に係る体制等に関する届出

1 加算及び減算の種類	P 60
2 提出時期等	P 61
3 提出書類	P 62
4 提出部数	P 62

第1章 指定等手続きの概要

平成18年4月に施行された介護保険制度の改正に伴い、高齢者が要介護（要支援）状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービスが創設されました。

介護保険法第8条第14項及び第8条の2第12項において、地域密着型サービスの種類は、以下のように、要介護者に対する地域密着型サービスと、要支援者に対する地域密着型介護予防サービスに分類されます。

【地域密着型（介護予防）サービスの種別】

地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none">① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護② 夜間対応型訪問介護③ 地域密着型通所介護④ 認知症対応型通所介護⑤ 小規模多機能型居宅介護⑥ 認知症対応型共同生活介護⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none">① 介護予防認知症対応型通所介護② 介護予防小規模多機能型居宅介護③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

この地域密着型（介護予防）サービスを提供する事業者となるためには、市町村の指定を受けなければなりません。本書は、新たに地域密着型（介護予防）サービスを提供する事業者として指定を受ける上で必要な事務手続き等についてまとめたものです。

また、地域密着型（介護予防）サービス事業者は、市町村による指導監査を受けることになり、不正の手段により指定を受けた場合、指定は取り消され、支払を受けた介護給付費を返還していただくことがありますのでご注意ください。

1 指定事務担当窓口

指定地域密着型サービス事業所の指定に関する事前相談、指定申請書の提出、指定後の各種届出等に係る窓口は、防府市高齢福祉課になります。

担当窓口	所在地	連絡先
防府市高齢福祉課 介護給付係	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市役所1号館1階	TEL 0835-25-2128 FAX 0835-27-0098 E-mail kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

なお、指定居宅介護支援事業所関係の情報を、防府市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

○ <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/60/annsinnkaigohoken.html>

2 指定の概要

指定地域密着型介護サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、事業を行う者の申請により、サービスの種類及び事業所ごとに行います。ただし、同じサービスの種類の指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同じ事業所で行う場合のみ、一つの申請で行うことが可能です。

また、介護保険法第78条の2第7項により、防府市地域密着型サービス運営委員会*から意見聴取を行うこととなります。そのため、指定に際し、防府市地域密着型サービス運営委員会で述べられた意見を通知する場合があります。

(1) 新規指定

後述する「3 指定の流れ」を参照してください。

※ただし指定を希望する事業所の事業の内容が、防府市介護保険事業計画において総量規制の対象とされている事業である場合には、一部指定申請の流れが異なります。詳しくは指定事務担当窓口までお問合せください。

(2) 公募による選定を経た事業者指定

本市においては、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、地域密着型サービス等の基盤整備を計画的に進めるために、公募方式で選定された指定予定事業者のみを指定の対象とします。

指定予定事業者に選定された事業者は、施設整備完了後、指定予定日の40日前までに、指定申請書を提出してください。指定申請書の受理後は、「3(3)事業者の指定」を参照してください。

ただし、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、老人福祉法に定める特別養護老人ホームの認可を受けた後に行うことになります。

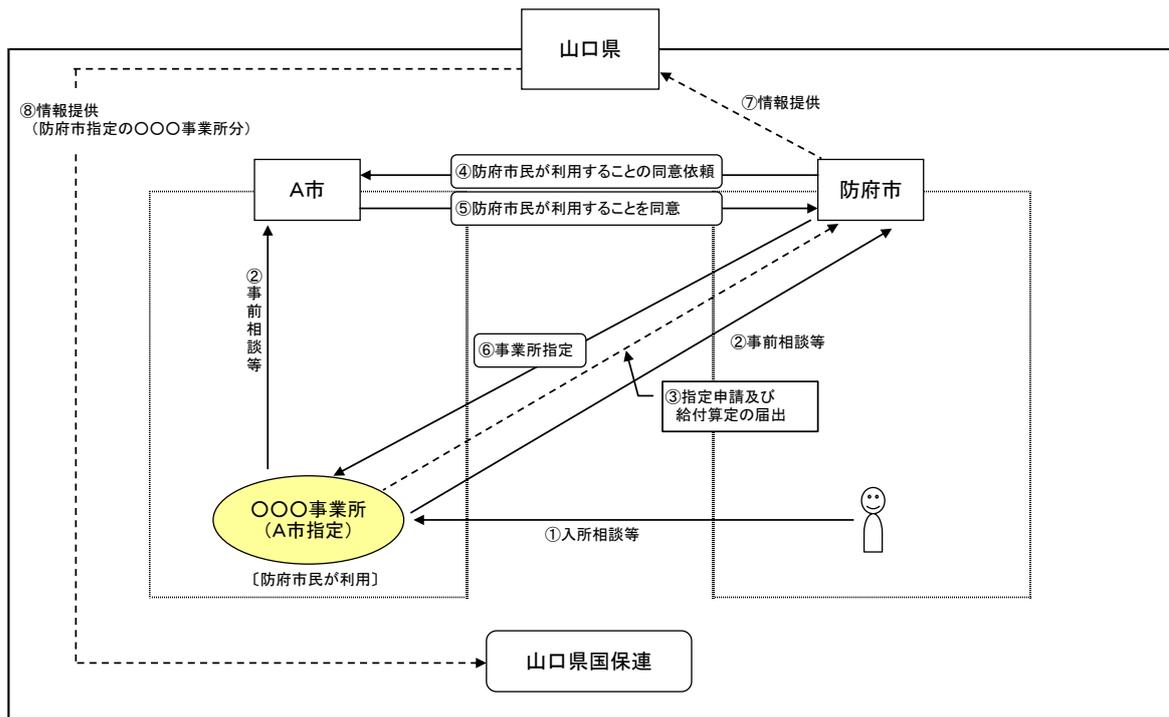
なお、公募要領(時期、内容等)については、別途、防府市ホームページ等にて公表しますので、随時確認をお願いします。

(3) 他市町村の事業者指定

本市の被保険者が他市町村の地域密着型サービス事業所を利用する場合には、当該地域密着型サービス事業所が所在する他市町村の同意に基づき、本市による指定が必要となります(ただし、住所地特例対象者に限り特定地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、本市の指定が不要です。))。

この場合、地域密着型サービスの創設の趣旨を鑑み、原則として、本市は指定をしないこととしています。ただし、他市町村が本市に隣接している場合には、必要に応じて当該他市町村と協議し、検討する場合があります。

【指定までの標準的なフロー（例）】



※ 防府市地域密着型サービス運営委員会

保健、医療、福祉及び介護の関係者、被保険者の代表等により構成され、本市の地域密着型サービス等の指定その他事業の円滑な運営を図るため、市長が意見を求める機関。

3 指定の流れ

(「指定までのフロー」(P7) 参照)

(1) 事前相談

受付時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談は随時受け付けます（開庁日の8：15～17：00）。 ○ 来庁して相談される際には、事前に電話で来庁日、時刻等を連絡願います。
意義等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施を検討している場合は、施設整備等始める前に、必ず防府市高齢福祉課の担当者に事前相談をしてください。 ○ 防府市条例で定める「防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等による基準等を満たしていない場合は、指定を受けることができません。 ○ 申請書類に不備がある場合等は、書類審査により予定していた開設予定日が遅れることも予想されますので、施設整備を終え、指定申請書等の書類を提出する前にも、相談することをお勧めします。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人概要、開設提案書、位置図、施設の平面図等参考となる資料がある場合には、持参願います。 ○ 利用料の設定等を含め、具体的な収支予算書を作成し、現実的な運営が可能かどうか検討を必ず行ってください。 ○ 指定を受けようとする事業の内容が、防府市介護保険事業計画において、総量規制の対象とされている事業である場合、別途事前協議書の提出を求める場合があります。この場合、事前協議書の提出後に、市から「地域密着型サービス指定申請受付予約通知書」により通知を受けた事業者のみ指定申請が可能です。

(2) 指定申請書の受付

受付時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定予定事業者は、指定予定日の40日前までに提出してください。
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口に出して提出してください。 ○ 正本1部を提出してください。 ○ なお、申請者は副本を作成のうえ、保管してください。 ※ 来庁する際は、事前に電話で来庁日、時刻を連絡願います。
申請手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無料

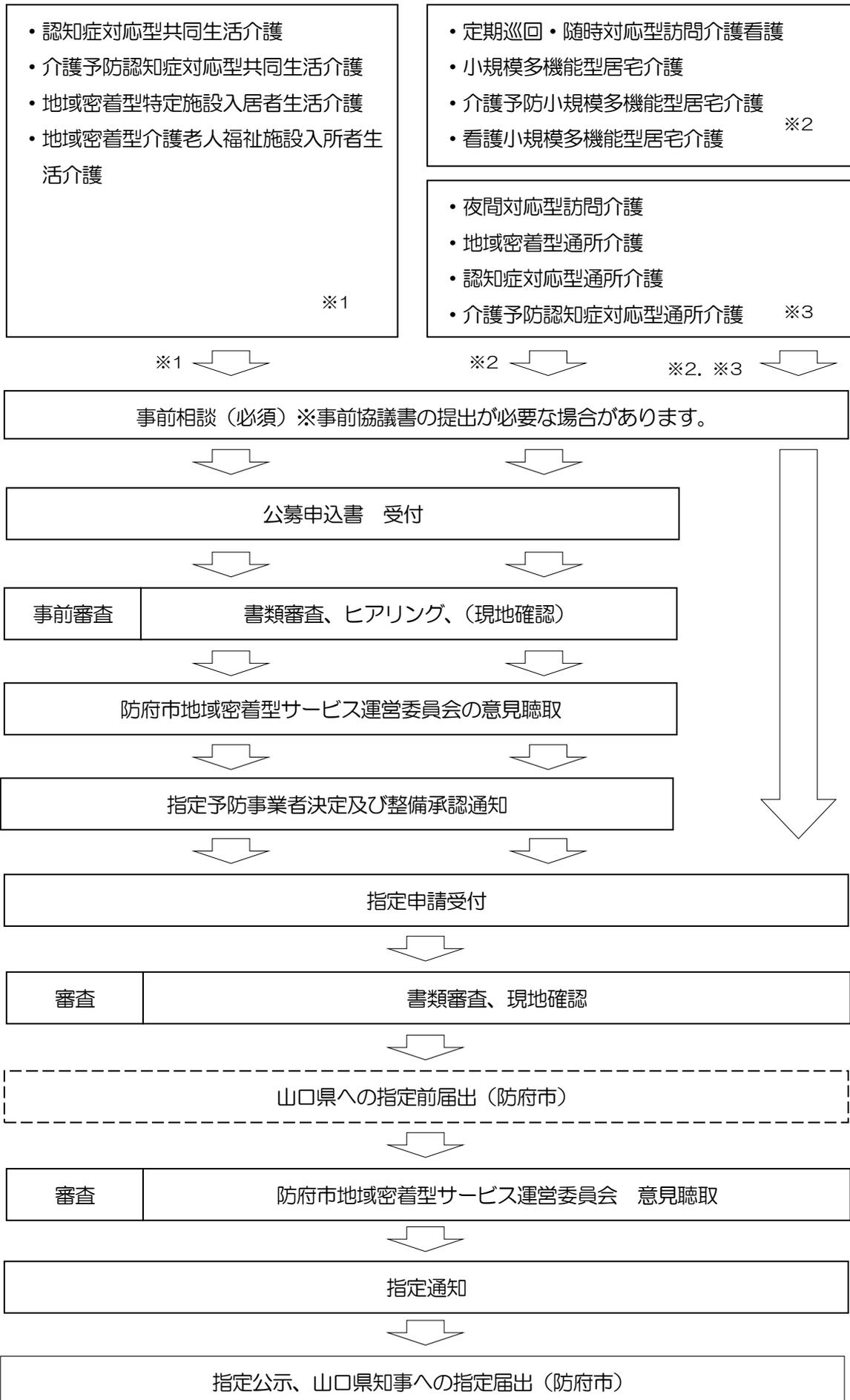
(3) 事業者の指定

山口県知事への指定前届出	○ 指定地域密着型サービス事業所の指定に関して、あらかじめ市は県知事に届出をします。
審査	○ 申請書又は添付書類等の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。 ○ 現地確認※及び防府市地域密着型サービス運営委員会の審議の結果、申請の内容に重大な不備、不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定ができません。場合によっては、指定申請の取下げを求める場合があります。
指定通知	○ 書類審査、現地確認※及び防府市地域密着型サービス運営委員会の意見聴取の結果を踏まえて、指定要件を満たすものと判断した場合に、申請者あてに指定した旨を文書で通知します。 なお、この指定通知書は、再発行はしませんので、取扱いには注意してください。 ○ 防府市地域密着型サービス運営委員会で意見が付された場合は、指定通知に際して付記します。 ○ 申請書の提出（申請書が完備した状態で）から指定までの標準的な期間は概ね2か月で、原則として、月の初日付けで指定します。 ○ 本市は、指定の後、速やかに県知事への届出、公示を行います。
インターネット等での公開	○ 指定を行った場合は、防府市ホームページ等で公開します。

※ 現地確認の際の注意点

<p>○ 現地確認の日程は、電話連絡等で行いますので、必ず連絡がとれるようにしてください。</p> <p>○ 現地確認には、事業所の管理者等をはじめ「事業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載のある常勤従業者については、全員の立会い等により当該事業所での勤務意思、勤務可能であること等を確認します。 また、管理者等を含む全従業者（非常勤を含む。）が、当該事業所で勤務する旨を拳証する雇用契約書、勤務に係る辞令文書等を確認します。</p> <p>○ 現地確認に当たっての施設案内や書類等の聞き取り調査には、施設概要や関係書類の説明が可能な管理者等、数人の責任者から説明をいただければ構いません。</p> <p>○ 以下に掲げる業務関係書類、様式類を準備してください。</p> <p>① 勤務表、出勤簿、業務日誌 ② 就業規則、雇用契約書、守秘義務等に関する誓約書 ③ 重要事項説明書、サービス提供に係る利用契約書、個人情報の使用に関する同意文書 ④ 個別サービス計画書、利用者別サービス提供記録 ⑤ 身分証明書 ⑥ 領収証 ⑦ 苦情関係記録 ⑧ 事故発生記録（対応記録）、事故発生時の対応要領、損害賠償保険契約書</p> <p>○ 現地確認の結果、重大な不備・不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで、指定ができません。場合によっては、指定申請の取下げを求める場合があります。</p>

<指定までのフロー>



4 指定の要件

介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の各号に該当する場合は、地域密着型サービス事業者の指定を受けられません。

【事業者指定を受けられない場合】

- ① 申請者が法人でないとき。
- ② 申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、防府市条例で定める基準及び防府市条例で定める員数を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、防府市条例で定める地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正なサービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ④ 当該申請に係る事業所が防府市の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- ⑤ 申請者、又は申請者の役員等が罰金の刑に処せられ刑の執行が終わらないとき。
また、健康保険法等の保険料等の滞納処分を受け、かつ、引き続き滞納者であるとき。
- ⑥ 申請者、又は申請者の役員等が指定を取り消され5年を経過しないとき。
- ⑦ 申請者、又は申請者の役員等が指定の取り消しの処分に係る行政手続き通知により、事業廃止の届出をしたとき、又は指定の辞退をし5年を経過しないとき。
- ⑧ 申請者が申請前5年以内に、居宅サービス等に関し不正、又は不当な行為をしたとき。
- ⑨ 申請者、又は申請者の役員等が禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがあるとき。

(介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の一部抜粋)

5 事業所番号及び介護給付費等の請求届出

(1) 事業所番号

- ① 事業所番号は、当該事業所の指定を行った旨と併せて通知します。
- ② 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所番号は同一のものとしします。

(2) 介護給付費等の請求の届出

介護保険サービス事業所は、介護給付費等の請求をする場合には、請求方法や受領する振込先口座名等をあらかじめ山口県国民健康保険団体連合会に届け出ることになっています。

届出先	山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険班 〒753-8520 山口市朝田1980番地7 TEL 083-925-2697 FAX 083-934-3665
届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・請求方法（請求媒体） ・振込先口座名等
届出の様式	指定のあった月の翌月に山口県国民健康保険団体連合会から送付されます。

※ 介護給付費の請求についての詳細は、山口県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。

(参考～介護給付費支払までの標準的な事務処理日程)

	サービス提供月	翌月	翌々月
(事業者)	サービス提供 →	請求 (締切日10日) →	
(国保連)		審査 →	支払 (月末) →

6 他法令の届出等

(1) 老人福祉法に基づく届出等

地域密着型サービスを開始する事業者の方は、介護保険法の規定による本市への地域密着型サービス事業所としての指定申請と並行して、老人福祉法に基づく所定手続きが必要な場合があります。

老人福祉法第14条により老人居宅生活支援事業（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス等）を行う方は、あらかじめ県知事への届出（開始届）が必要となります。

また、老人福祉法第15条により老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）、同29条により有料老人ホームを設置する場合、あらかじめ、県知事への設置届等が必要となります。

事業開始届等の提出については、あらかじめ山口県の担当部署にご相談ください。

※ 老人居宅生活支援事業とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業（老人福祉法第5条の2）をいいます。

(2) 生活保護法に基づく指定介護機関の指定

介護保険法の規定による指定を受けたときは、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。地域密着型介護老人福祉施設を除く介護機関（地域密着型サービス）が生活保護法の指定を不要とする場合には、指定又は開設許可申請の際に、その旨を記載した申出書を山口県の生活保護担当部局に提出してください。

(3) その他関係法令に基づく所定手続

老人福祉法に基づく届出以外に、従業者を雇用した場合は、雇用関係や社会保険関係の届出、地域密着型サービス事業所の整備に当たっては、各種許認可・届出（建物の新增築、土地の造成等を行う際は、都市計画法、建築基準法、消防法等各種法令についての必要な手続き等）が必要となります。

予定しているサービスによっては、様々な届出や許認可が必要な場合がありますので、それぞれの分野に精通した資格者（行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士等）に事前に相談、確認した上で、各種法令を遵守してください。

7 指定を受けた後の留意事項

(1) 変更届等の手続き

変更届等の手続きについての詳細は、「第4章 指定後の手続き等」を参照してください。

区分	事由	届出様式
変更届	事業所の名称や運営規程等が変更になった場合	変更届出書 (第2号様式)
再開届	事業を再開する場合	再開届出書 (第3号様式)
廃止・休止届	事業を廃止又は休止する場合	廃止・休止届出書 (第4号様式)
辞退届	事業を辞退する場合	指定辞退届出書 (第5号様式)
指定更新申請 (「8 更新申請の手続き」を参照)	指定の有効期間(指定日から6年)が満了する場合	指定更新申請書 (第6号様式)

注1 変更届、廃止・休止・再開届、辞退届、指定更新申請とも、届出先は防府市高齢福祉課となります。

手続きについての詳細は、P54～P60を参照してください。

注2 変更届、再開届、指定更新申請に伴い、介護給付費算定に係る体制に変更が生じる場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等(第5章参照)を併せて提出してください。

(2) 更新申請の手続き

指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該事業に係る指定を受けて、6年が経過する前に、その更新を受けなければその効力を失いますので、指定の更新申請が必要になります。

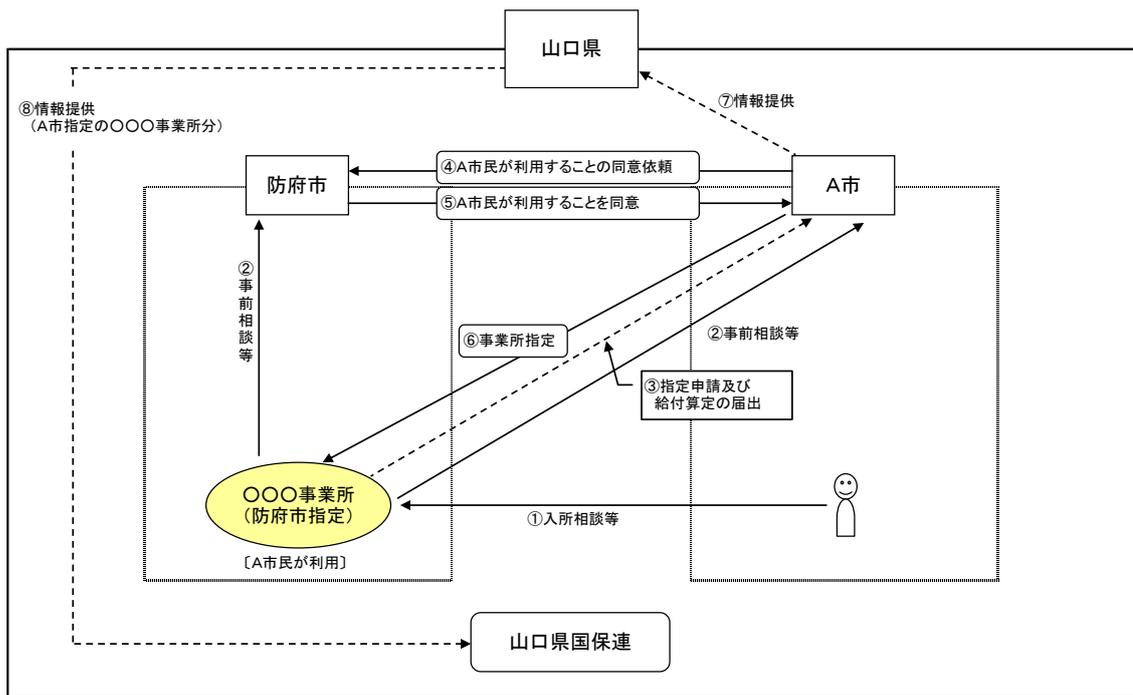
更新申請の手続きについての詳細は、「更新申請の手続き(P59)」を参照してください。

(3) 防府市以外の被保険者に対するサービス提供について

地域密着型サービスは、事業所所在地の市町村が指定を行い、その市町村の被保険者のみが保険給付の対象となるため、原則として、本市に所在する事業所は、防府市の被保険者以外は利用できません。(住所地特例対象者が特定地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)を利用する場合を除く)

本市以外の被保険者の利用については、当該保険者からの指定を受けることが必要になり、そのためには、当該市町村に対し本市の同意が必要となります。原則として、本市以外の被保険者の利用は認めておりません。

本市の同意を得た市町村からの指定がないままサービスを提供した場合、地域密着型サービス費等を請求できない場合もありますので、サービス提供前に必ず本市や当該市町村に事前相談してください。



(4) 自己評価及び外部評価の実施について

認知症対応型共同生活介護（介護予防事業所を含む）の事業者は、原則として少なくとも毎年1回は自己評価及び外部評価（県の指定評価機関又は運営推進会議における評価）を実施することとされています。自己評価によりサービス水準の向上に向けた自発的努力と体制作りを誘導し、外部評価の結果を踏まえて総合的な評価を行うことで、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものです。

【評価結果の公表】

- 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
- 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲載するなどの方法により、広く開示すること。
- 利用者及び利用者の家族への手交若しくは送付等により提供を行うこと。
- 指定を受けた市町村に対し、評価結果を提出すること。この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。
- 評価結果については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。

(5) 介護・医療連携推進会議、運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号・老老発 0327 第 1 号）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行い、自己評価結果について、介護・医療連携推進会議又は運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を 1 年に 1 回以上行い、また、その結果の公表を行うこととされています。

※ 令和 3 年度の介護保険制度改正に伴い、新たに認知症対応型共同生活介護が運営推進会議を活用した評価の対象となり、「評価機関による外部評価」または「運営推進会議を活用した評価」を選択することが可能となりました。

評価方法、評価様式については防府市ホームページを参照してください。

防府市ホームページ

トップページ > 組織で探す > 高齢福祉課 > みんなの安心介護保険 > 地域密着型サービス自己評価・外部評価について

<http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/60/chiikimicchaku-jikohyouka-gaibuhyouka.html>

(6) 事故報告について

サービスの提供時等における事故については、未然に防ぐよう万全の対策を図ることはもちろんですが、事故が発生した場合は、防府市条例で定めるとおり、市、当該利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければなりません。

事故発生後は、速やかに事故発生時の状況及び事故に際して採った処置や関係者及び関係機関への対応状況、最終的な処理結果等を、「介護サービス等の提供に係る事故報告処理基準」（平成 18 年 7 月 18 日付事務連絡、当該処理基準については、防府市ホームページに掲載。）を参照して、必ず報告してください。

(7) 指導・監査について

市町村長は、指定地域密着型介護サービス事業者等が行う地域密着型介護サービス等が、指定基準等を満たしているか、介護報酬の請求に不正がないか等、法令の規定に従って事業が行われているか否かを確認するための必要な指導監査を行います。

指導の実施方法は、集団指導及び運営指導があります。集団指導は、指定地域密着型サービス事業者等を対象に毎年最低 1 回実施します。運営指導は、指定有効期間内に 1 回以上実施します。

なお、基準違反の疑いがあると認められた場合等、必要に応じて監査を実施します。

具体的な日程や方法については、その都度、対象事業所や施設に個別に通知します。

(8) 指定の取消等について

市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が以下の事由に該当する場合は、指定を取消、又は期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

【指定の取消等の事由】（介護保険法第78条の10及び第115条の19の一部抜粋）

- ① 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、防府市条例で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき。
- ② 指定地域密着型サービス事業者が、指定地域密着型サービス等の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営ができなくなったとき。
- ③ 地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- ④ 地域密着型サービス事業者が、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑤ 指定地域密着型サービス事業者等又は当該指定に係る事業所の従業者が、出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- ⑥ 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
- ⑦ その他、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は不当な行為をしたとき。

第2章 指定基準等の概要

本章では、わかりやすく基準等をまとめてありますが、指定申請を行う前には、「防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に定める基準、その他の関係通知等（以下「指定基準等」という。）を必ず入手のうえ、十分に内容を確認してください。

関連する資料の一部を参考までに例示すると以下のとおりです。下記のホームページ等で閲覧・入手することができます。

指定を受けた後も、指定基準等の規定事項を遵守した適正な事業運営を行ってください。

【指定基準等関連資料】

- ① 介護保険法
- ② 介護保険法施行規則
- ③ 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ④ 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ⑤ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ⑥ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- ⑦ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）
- ⑧ 厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）
- ⑨ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）
- ⑩ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示27号）
- ⑪ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）
- ⑫ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ⑬ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ⑭ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）

ホームページ	アドレス
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp
WAM NET	http://www.wam.go.jp
山口県介護保険情報総合ガイド かいごへるふやまぐち	http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp

※1 地域との連携

事業所の立地要件としては、地域密着型サービスの創設の趣旨を踏まえ、家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地の中にあること、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることを求めます。

※2 夜間対応型訪問介護について

原則として、市内全域を事業の対象とすることができる事業所のみを指定の対象とします。

※3 共通事項

① 設備に関する基準

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける旨を規定すること。

② 運営に関する規程

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する旨を規定すること。

③ 地域密着型サービス等の指定については、原則として、「防府市高齢者保健福祉計画（第八次計画）」に定められた枠内で指定をします。

※4 指定基準上必要な研修（老計発第 0331006 号、老振発第 0331006 号、老老発第 0331019 号、18 年課長通知）

地域密着型サービス事業者等において、義務付けられている市長が定める研修は、以下のとおりです。

なお、研修については、山口県が実施しておりますが、開催回数等も限られていますので計画的に受講してください。

① 計画作成担当者

サービスの種類	研修名
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	○ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（18年局長通知及び18年課長通知） ※ 認知症介護実践研修（実践者研修）受講が必須要件
認知症対応型共同生活介護	○ 実践者研修又は基礎課程（18年局長通知及び18年課長通知） ○ 実践者研修（17年局長通知及び17年課長通知） ○ 基礎課程（12年局長通知及び12年課長通知）

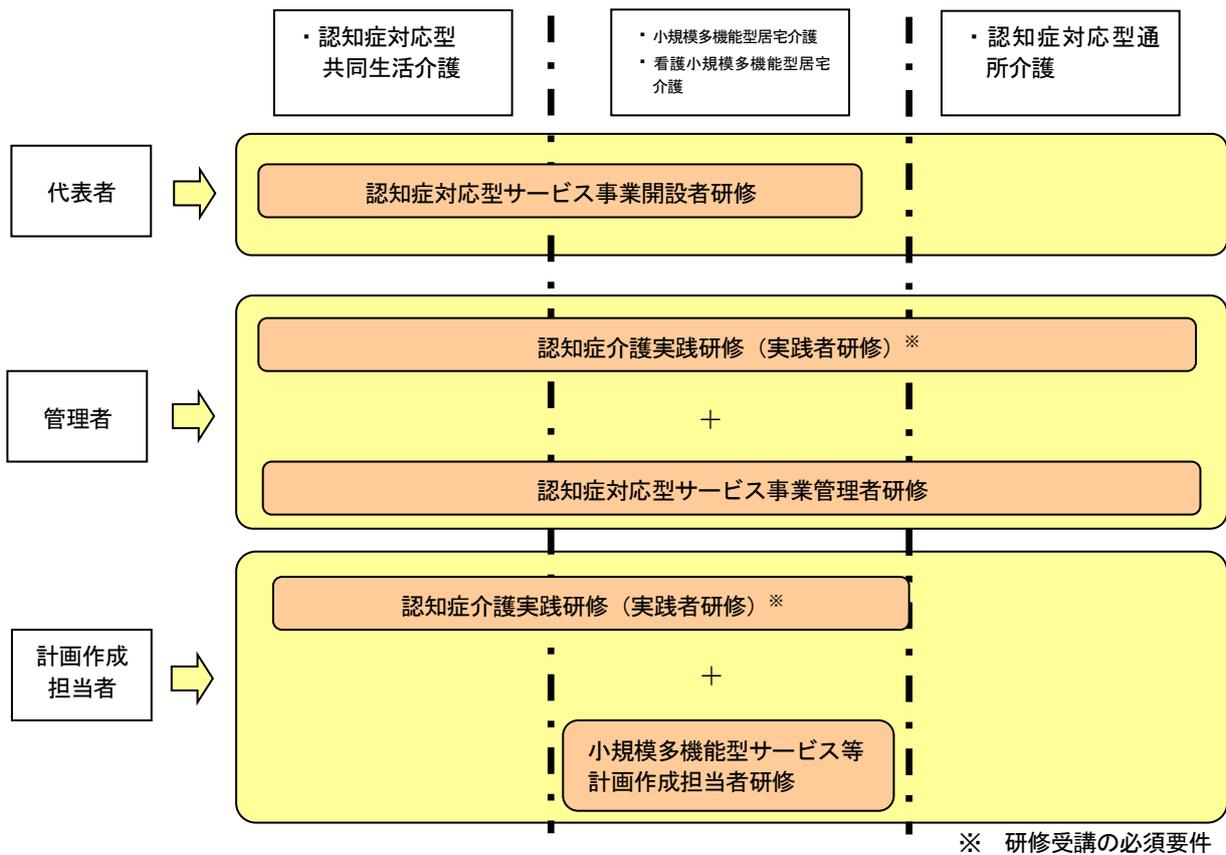
② 管理者

サービスの種類	研修名
認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護	○ 認知症対応型サービス事業管理者研修（18年局長通知及び18年課長通知） ※ 認知症介護実践研修（実践者研修）受講が必須要件 みなし措置 ○ 平成18年3月31日までに「実践者研修（17年局長通知及び17年課長通知）」及び「基礎課程（12年局長通知及び12年課長通知）」の研修を修了した者で、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。
認知症対応型共同生活介護	○ 認知症対応型サービス事業管理者研修（18年局長通知及び18年課長通知） ※ 認知症介護実践研修（実践者研修）受講が必須要件 みなし措置 ○ 平成18年3月31日までに「実践者研修（17年局長通知及び17年課長通知）」及び「基礎課程（12年局長通知及び12年課長通知）」の研修を修了した者で、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。 ○ 認知症高齢者グループホーム管理者研修（17年局長通知及び17年課長通知）の修了者。
看護小規模多機能型居宅介護 ※保健師又は看護師である場合は不要	○ 認知症対応型サービス事業管理者研修（18年局長通知及び18年課長通知） ※ 認知症介護実践研修（実践者研修）受講が必須要件 みなし措置 ○ 平成18年3月31日までに「実践者研修（17年局長通知及び17年課長通知）」及び「基礎課程（12年局長通知及び12年課長通知）」の研修を修了した者で、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。

③ 代表者

サービスの種類	研修名
小規模多機能型居宅介護	<p>○ 認知症対応型サービス事業開設者研修（18年局長通知及び18年課長通知）</p> <p>みなし措置</p> <p>○ 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修（17年局長通知及び17年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 基礎課程又は専門課程（12年局長通知及び12年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 認知症介護指導者研修（12年局長通知及び12年課長通知）並びに（17年局長通知及び17年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修（「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（13年局長通知））の修了者。</p>
認知症対応型共同生活介護	<p>○ 認知症対応型サービス事業開設者研修（18年局長通知及び18年課長通知）</p> <p>みなし措置</p> <p>○ 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修（17年局長通知及び17年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 基礎課程又は専門課程（12年局長通知及び12年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 認知症介護指導者研修（12年局長通知及び12年課長通知）並びに（17年局長通知及び17年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（13年局長通知）の修了者。</p>
看護小規模多機能型居宅介護	<p>○ 認知症対応型サービス事業開設者研修（18年局長通知及び18年課長通知）又は保健師若しくは看護師</p> <p>みなし措置</p> <p>○ 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修（17年局長通知及び17年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 基礎課程又は専門課程（12年局長通知及び12年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 認知症介護指導者研修（12年局長通知及び12年課長通知）並びに（17年局長通知及び17年課長通知）の修了者。</p> <p>○ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（13年局長通知）の修了者。</p>

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修について



※5 運営規程の掲載事項

サービス種別	規定内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項
夜間対応型訪問介護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項
地域密着型通所介護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項
認知症対応型通所介護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定認知症対応型通所介護の利用定員 ⑤ 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項
小規模多機能型居宅介護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに

	<p>通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</p> <p>⑤ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他運営に関する重要事項</p>
認知症対応型共同生活介護	<p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 利用定員</p> <p>④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 非常災害対策</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑧ その他運営に関する重要事項</p>
(ユニット型)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入所定員(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)</p> <p>④ 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 非常災害対策</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑧ その他施設の運営に関する重要事項</p>
看護小規模多機能型居宅介護	<p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</p> <p>⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他運営に関する重要事項</p>

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業内容	<p>① 基本方針 居宅要介護者に対し、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、その利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応など、安心して居宅において生活ができるようになるための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指す</p> <p>② 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回サービス・随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者に必要なサービスを必要なタイミングで提供すること ○ 定期巡回サービスは、原則として1日複数回訪問し、必要なケアの内容に応じ柔軟に対応すること ○ 随時対応サービスは、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容を基に相談援助を行う又は訪問介護員、看護師等による対応の要否等を判断するサービスを行う ○ 随時訪問サービスについては、通報から30分以内に駆けつけられる体制確保に努めること ○ 訪問看護サービスは、医師の指示に基づき実施されるため、全ての利用者が対象となるものではないが、定期的に行うもの及び随時に行うもののいずれも含まれる 		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤専従 (事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務との兼務可)
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ オペレーター ・ 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名以上(看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかであること) ・ 1名以上は常勤 ・ 原則専従。ただし、利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護の職務に従事可能 ・ 随時サービスの訪問介護員として従事可 ・ 併設施設等の職員をオペレーターとして充てることできる
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員等(介護福祉士又は訪問介護員) ・ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切にサービスを提供するために必要な数以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供時間帯を通じて、専ら従事する者1以上を確保するために必要な数以上 ・ 利用者処遇に支障がない場合、当該事

			<p>業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所等に従事することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターが当該業務に従事することも差し支えない
		<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員等（当該事業所と指定訪問看護事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合は配置不要） 	
	保健師、看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で2.5人以上 ・1人以上は常勤の保健師又は看護師 ・常時連絡体制が確保されること 	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> ・適当数（訪問リハビリを実施する場合に配置） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者 	
	計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員から1人以上（サービス提供責任者として1年以上の経験を有する者は除く。） 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること ・サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ・事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、②随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を備えること（通報を受けられる機器としては、携帯電話等でもよい） ・利用者に対しては、適切にオペレーターに通報できる端末（ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの）を配布すること。（利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。） 		
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護・看護の基本取扱方針 ○ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護・看護の具体的取扱方針 ○ 針 ○ 主治の医師との関係 ○ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護・看護の作成 ○ 同居家族に対するサービス提供の禁止 ○ 利用者に関する市への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者等の責務 ○ 運営規程 		

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務体制の確保等 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携等 ○ 虐待の防止 ○ 事故発生時の対応 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
--	--

(1) 申請様式等一覧

- ① 指定申請書（第1号様式）
- ② 付表7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項
- ③ 添付書類・チェックリスト

(2) 添付書類一覧

No.	添 付 書 類	様式番号
①	登記事項証明書又は条例等	
②	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
③	平面図	参考様式3
④	設備・備品等一覧表	参考様式4
⑤	運営規程	
⑥	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
⑦	誓約書	参考様式6

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

2 夜間対応型訪問介護

事業内容	<p>① 基本方針 居宅要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う</p> <p>② 指定夜間対応型訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを一括して提供すること ただし他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスを一部委託可 ○ オペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための人員を置いている事務所）は、1か所以上設置 ただし、通報を受けて適切にオペレーションサービスを実施することが可能であると認められる場合は、この限りではない また他の夜間対応型訪問介護事業所との間で、オペレーションセンターサービスを集約することも可。 ○ オペレーションセンターを設置しない場合も、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は必要 ○ サービス提供時間帯は、22時～6時までの間は最低限含むものとし、8時～18時までの間は含まず、この時間帯は、指定訪問介護を利用することとなる 			
	申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等	
	管理者		・ 常勤専従 (事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務との兼務可)	
	従業者	・ オペレーションセンター従業者 (オペレーションセンターを設置しない場合は、置かなくても可)		・ 1名以上（看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかであること） 定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可 併設施設等の職務に従事可
		・ オペレーター (サービス提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者)		
		・ 面接相談員 (利用者の面接その他の業務を行う者)		・ 1名以上（なお、オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するよう努める)
		・ 訪問介護員等		
・ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等		・ 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切にサービスを提供するのに必要な数以上		
・ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等		・ サービス提供時間帯を通じて、専ら随時訪問サービスに当たる訪問介護員等1名以上		

			ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービスを行う者と兼務可 オペレーターとの兼務可
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること ・ サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること ・ 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ・ オペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を備えること ・ 利用者に対しては、適切にオペレーションセンターに通報できる端末を配布すること 		
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 ○ 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 ○ 夜間対応型訪問介護計画の作成 ○ 同居家族に対するサービス提供の禁止 ○ 利用者に関する市への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者等の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 地域との連携等 ○ 記録の整備 		

(1) 申請様式等一覧

- ① 指定申請書（第1号様式）
- ② 付表1 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項
- ③ 添付書類・チェックリスト

(2) 添付書類一覧

No.	添付書類	様式番号
①	登記事項証明書又は条例等	
②	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
③	平面図	参考様式3
④	設備・備品等一覧表	参考様式4
⑤	運営規程	
⑥	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
⑦	誓約書	参考様式6

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

3 地域密着型通所介護

事業内容	<p>基本方針</p> <p>要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る</p>			
申請者要件	法人			
人員基準	区分	職種・資格	員数	
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従 1 名 (ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる) 	
	従業者	生活相談員		<ul style="list-style-type: none"> 提供日ごとに、提供時間帯を通じて専従 1 名以上
		利用定員 11 人以上	介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに、サービス提供時間帯に介護職員が勤務している合計時間数を提供時間数で除した数が利用者の数が 15 人までの場合は 1 以上、15 人を超える場合は 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上 単位ごとに常時 1 以上
			看護職員 (看護師又は准看護師)	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに、専従 1 名以上
		利用定員 10 人以下	介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに、サービス提供時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している合計時間数を、提供単位時間数で除して得た数が 1 以上 単位ごとに常時 1 以上
	看護職員 (看護師又は准看護師)			
		生活相談員又は介護職員のうち 1 名以上は常勤		
	機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 1 名以上 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務可) 		
利用定員	同時にサービス提供が可能な利用者数が 19 人未満			
設備基準	<p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること</p>			

		<table border="1"> <tr> <td>食堂及び機能訓練室</td> <td>・合計面積は、利用定員数×3㎡以上 (支障がない場合には、同一の場所とすることができる)</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>・遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮されていること</td> </tr> </table>	食堂及び機能訓練室	・合計面積は、利用定員数×3㎡以上 (支障がない場合には、同一の場所とすることができる)	相談室	・遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮されていること
食堂及び機能訓練室	・合計面積は、利用定員数×3㎡以上 (支障がない場合には、同一の場所とすることができる)					
相談室	・遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮されていること					
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針 ○ 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針 ○ 地域密着型通所介護計画の作成 ○ 利用者に関する市への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 定員の遵守 ○ 非常災害対策 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備 					

(1) 申請様式等一覧

- ① 指定申請書（第1号様式）
- ② 付表9 地域密着型通所介護（療養通所介護）事業所の指定に係る記載事項
- ③ 添付書類・チェックリスト

(2) 添付書類一覧

No.	添 付 書 類	様式番号
①	登記事項証明書又は条例等	
②	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
③	平面図	参考様式3
④	運営規程	
⑤	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
⑥	誓約書	参考様式6

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

※既に障害福祉サービス事業所として指定を受けている事業者が、共生型地域密着型通所介護事業所として指定を受けようとする場合には、「共生型介護保険サービス指定に係る特例」により、指定申請に係る提出書類の一部を省略することができる場合があります。詳しくは、指定担当窓口にお問合せください。

※指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、「宿泊サービス」を提供する場合には、別途「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始届出書」の提出が必要です。

4 (介護予防) 認知症対応型通所介護

(その1) 単独型及び併設型

事業内容	<p>① 基本方針 認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る</p> <p>② 指定認知症対応型通所介護（介護予防含む） ○ 一般の通所介護と指定認知症対応型通所介護を同一の時間帯に同一の場所で一体的な形で実施することは認められない ただし、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別すれば、この限りではない</p> <p><単独型> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されていないもの</p> <p><併設型> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されているもの</p>		
申請者要件	法人であって、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを開設する者		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び経験を有する者 別に市長が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 (ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他の事業所、施設などの職務に従事することができる)
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員 看護職員（看護師若しくは准看護師）又は介護職員 	<ul style="list-style-type: none"> 提供日ごとに、提供時間帯を通じて専従1名以上 単位ごとに専従1名及び、提供時間帯を通じて専従1名以上 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤
		<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員 	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに、専従1名以上（兼務可） <p>(機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」とする ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務可)</p>
	利用定員	・1単位につき、12人以下	
設備基準	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること		

	<table border="1"> <tr> <td>食堂及び機能訓練室</td> <td>・合計面積は、利用定員数×3㎡以上 (支障がない場合には、同一の場所とすることができる)</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>・遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮されていること</td> </tr> </table>	食堂及び機能訓練室	・合計面積は、利用定員数×3㎡以上 (支障がない場合には、同一の場所とすることができる)	相談室	・遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮されていること
食堂及び機能訓練室	・合計面積は、利用定員数×3㎡以上 (支障がない場合には、同一の場所とすることができる)				
相談室	・遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮されていること				
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針 ○ 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 ○ 認知症対応型通所介護計画の作成 ○ 利用者に関する市への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 定員の遵守 ○ 非常災害時対策 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 地域との連携等 ○ 記録の整備 				

(その2) 共用型

事業内容	上記＜単独型及び併設型＞と同様	
申請者要件	法人であって、事業の開始又は施設の開設後3年以上経過している指定（介護予防含む）認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設又は地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それらの利用者などとともに認知症対応型通所介護を行う者	
人員基準	区分	職種・資格・員数
	管理者	上記＜単独型及び併設型＞と同様 (なお、共用型認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することも可)

	従業者	・ 指定（介護予防含む）認知症対応型共同生活介護の利用者、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者又は指定地域密着型特定施設の入居者の数と当該事業の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の規定を満たすために必要な数以上
	利用定員	・ 1日当たり3人以下 （1日の同一時間帯に3人を超えて利用者を受け入れることはできない）
運営基準	上記＜単独型及び併設型＞と同様	

（１）申請様式等一覧

- ① 指定申請書（第1号様式）
- ② 付表2-1 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（単独型・併設型）
- ③ 付表2-2 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（共用型）
- ④ 添付書類・チェックリスト

（２）添付書類一覧

No.	添付書類	様式番号
①	登記事項証明書又は条例等	
②	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
③	管理者の経歴	参考様式2
④	平面図	参考様式3
⑤	設備・備品等一覧表	参考様式4
⑥	運営規程	
⑦	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
⑧	誓約書	参考様式6

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

5 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

事業内容	<p>基本方針 要介護者及び要支援者について、その居宅について、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする</p>			
申請者要件	法人であって、老人福祉法に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う者			
人員基準	区分	職種・資格	員数	
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、市長が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者 ・基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当する 		
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、市長が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了している者 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務との兼務可) 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・管理上支障がない場合は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所・指定地域密着型特定施設・指定地域密着型介護老人福祉施設・指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）との併設の場合は、これらの施設等の職務との兼務可 	
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者 		<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上は常勤 ・1名以上は看護職員（看護師又は准看護師）
		<p>夜間及び深夜以外の時間帯</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法
<p>ア. 通いサービス</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 		
<p>イ. 訪問サービス</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊サービスの利用者がいない場合に、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、以下の従業者を置かないことができる 		
<p>ア. 夜間及び深夜勤務</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上 		

		イ. 宿直勤務	・1名以上
		・介護支援専門員 (別に市長が定める研修(小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修等)を修了している者)	・専従1名以上 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事又は併設する施設等(「管理者」の参照)の職務との兼務可)
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の数は、前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ・介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする ・介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービス利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる ・宿泊サービスの利用者がいない場合は、宿直勤務又は夜間及び深夜の従業者を1名とすることができる ・指定地域密着型老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 	
	登録定員	<ul style="list-style-type: none"> ・29名(サテライト事業所は18名)以下 ・1日当たりの利用定員 <ul style="list-style-type: none"> ①通いサービス 登録定員の2分の1から15名(サテライト事業所は12名) <ul style="list-style-type: none"> ※登録定員が26名又は27名の場合は16名 登録定員が28名の場合は17名 登録定員が29名の場合は18名 ②宿泊サービス 通いサービス利用定員の3分の1から9名(サテライト事業所は6名) 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備、備品を備えること 		
	・居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・機能を十分に発揮しうる適当な広さ ※通いサービスの利用定員が15名を超える場合は、1名当たり3㎡以上とする。 	
	・宿泊室	・個室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は、宿泊室1に対し1名(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名とすることができる) ・床面積は、宿泊室1につき7.43㎡以上
		・個室以外の宿泊室を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積は、(宿泊サービスの利用定員)－(個室定員)×7.43㎡以上 ・構造は、プライバシーが確保されたもの ・プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可
<ul style="list-style-type: none"> ・設備は指定小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。(ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能) ・利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から、住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること 			
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 		

- 受給資格等の確認
- 要介護認定の申請に係る援助
- 心身の状況等の把握
- 居宅サービス事業者等との連携
- 身分を証する書類の携行
- サービスの提供の記録
- 利用料等の受領
- 保険給付の請求のための証明書の交付
- 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針
- 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針
- 居宅サービス計画の作成
- 法定代理受領サービスに係る報告
- 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付
- 小規模多機能型居宅介護計画の作成
- 介護等
- 社会生活上の便宜の提供等
- 利用者に関する市への通知
- 緊急時等の対応
- 管理者の責務
- 運営規程
- 勤務体制の確保等
- 掲示
- 秘密保持等
- 広告
- 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止
- 苦情処理
- 事故発生時の対応
- 虐待の防止
- 会計の区分
- 定員の遵守
- 協力医療機関等
- 調査への協力等
- 非常災害時対策
- 衛生管理等
- 地域との連携等
- 居住機能を担う併設施設等への入居
- 記録の整備

<短期利用居宅介護費に関する基準>

- ① 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること
- ② 利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内（利用者のに日常生活上のお世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めること
- ③ 指定地域密着型サービス基準第 63 条に定める従業者の員数を置いていること
- ④ サービス提供が過小である場合の減算を算定していないこと
- ⑤ 宿泊室を利用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること

(1) 申請様式等一覧

- ① 指定申請書（第1号様式）
- ② 付表3 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項
- ③ 添付書類・チェックリスト

(2) 添付書類一覧

No.	添付書類	様式番号
①	申請者の登記事項証明書又は条例等	
②	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
③	管理者の経歴	参考様式2
④	平面図	参考様式3
⑤	設備・備品等一覧表	参考様式4
⑥	運営規程	
⑦	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
⑧	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	
⑨	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	
⑩	誓約書	参考様式6
⑪	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

6 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

事業内容	<p>基本方針 要支援者（要支援2）、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする</p>			
申請者要件	法人			
人員基準	区分	職種	員数・資格等	
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、別に市長が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者 基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当する 		
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに、常勤専従1名 (ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務又は同一敷地内の他の事業所・施設等若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務との兼務可) 適切なサービスを提供するのに必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者介護経験と、別に市長が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了している者 		
	従業者	介護従業者	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上は常勤 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、併設の他の共同生活住居又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務との兼務可) 	
		夜間及び深夜時間帯以外の時間帯（常勤換算方法）	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに利用者数が3又はその端数を増すごとに1名以上 	
		夜間及び深夜の時間帯	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに1名以上 (ただし3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和可。) 	
	計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに、専従1名以上 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務との兼務可) 認知症介護実践研修（実践課程）又は認知症介護実務者研修（基礎過程）を修了していること 1名以上は、介護支援専門員とする 		
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の数は、前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする 「指定小規模多機能型居宅介護事業所」が併設されている場合、各々の事業所が人員基準を満たす従事者を置いているとき、当該事業所の従 				

	<p>事者は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督すること ・介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他認知症高齢者の介護サービス計画作成の実務経験を有すると認められる者であること 				
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居数は、1以上3以下 ・入居定員は、1の共同生活住居につき5人以上9人以下 ・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保されると認められる地域にあること ・居室、居間、食堂、台所、浴室、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるもの <table border="1"> <tr> <td>居室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・定員1人 (ただし、夫婦で居室を利用する場合等利用者の処遇上認められる場合は2人でも可) ・床面積は、7.43㎡(和室であれば4.5畳)以上 (利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有すること) </td> </tr> <tr> <td>居間及び食堂</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・居間と食堂を同一の場所とすることは可 </td> </tr> </table>	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員1人 (ただし、夫婦で居室を利用する場合等利用者の処遇上認められる場合は2人でも可) ・床面積は、7.43㎡(和室であれば4.5畳)以上 (利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有すること) 	居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・居間と食堂を同一の場所とすることは可
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員1人 (ただし、夫婦で居室を利用する場合等利用者の処遇上認められる場合は2人でも可) ・床面積は、7.43㎡(和室であれば4.5畳)以上 (利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有すること) 				
居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・居間と食堂を同一の場所とすることは可 				
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○内容及び手続の説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○受給資格等の確認 ○要介護認定の申請に係る援助 ○入退居 ○サービスの提供の記録 ○利用料等の受領 ○保険給付の請求のための証明書の交付 ○指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 ○認知症対応型共同生活介護計画の作成 ○介護等 ○社会生活上の便宜の提供等 ○利用者に関する市への通知 ○管理者による管理 ○緊急時等の対応 ○管理者の責務 ○運営規程 ○勤務体制の確保等 ○非常災害対策 ○衛生管理等 ○定員の遵守 ○協力医療機関等 ○掲示 ○秘密保持等 ○広告 ○居宅介護支援者に対する利益供与等の禁止 ○苦情処理 ○事故発生時の対応 ○虐待の防止 ○会計の区分 ○調査への協力等 ○地域との連携等 ○記録の整備 				

<短期利用共同生活介護費施設基準> ～厚生労働大臣が定める施設基準～

- ① 当該指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ② 共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること
- ③ 利用者数は、1の共同生活住居に1名を上限とすること
- ④ あらかじめ30日以内の利用期間を定めること
- ⑤ 短期利用を実施するために十分な知識を有する介護従業者（認知症介護実務者研修のうち「専門課程」又は認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは認知症介護指導者養成研修を修了している者）が確保されていること

(1) 申請様式等一覧

- ① 指定申請書（第1号様式）
- ② 付表4 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項
- ③ 添付書類・チェックリスト

(2) 添付書類一覧

No.	添付書類	様式番号
①	申請者の登記事項証明書又は条例等	
②	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
③	管理者の経歴	参考様式2
④	平面図	参考様式3
⑤	設備・備品等一覧表	参考様式4
⑥	運営規程	
⑦	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
⑧	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	
⑨	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	
⑩	誓約書	参考様式6
⑪	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

<p>事業内容</p>	<p>基本方針 地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すもの</p> <p>入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場にたってサービス提供するように努める</p> <p>明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、その他介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める</p>		
<p>申請者要件</p>	<p>老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が29人以下であるものの開設者</p>		
<p>人員基準</p>	<p>区分</p>	<p>職種</p>	<p>員数・資格等</p>
	<p>従業者</p>	<p>・ 医師</p>	<p>・ 入所者の健康管理及び療養上の指導に必要な数 (サテライト型居住施設は置かないでも可)</p>
<p>・ 生活相談員</p>		<p>・ 常勤1以上 (サテライト型居住施設は、本体施設の特別養護老人ホームの生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは置かないことができる) (サテライト型居住施設は、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば、非常勤の者であっても差し支えない)</p>	
<p>・ 介護職員（看護師若しくは准看護師）又は看護職員</p>		<p>・ 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 (1以上は常勤)</p>	
<p>介護職員</p>		<p>・ 常勤1以上</p>	
<p>看護職員</p>		<p>・ 常勤1以上 (サテライト型居住施設は、常勤換算方法で1以上) (サテライト型居住施設は、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば、非常勤の者であっても差し支えない)</p>	
<p>・ 栄養士</p>		<p>・ 1以上 (他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士または管理栄養士を置かないでも可) (サテライト型居住施設は置かないでも可)</p>	
<p>・ 機能訓練指導員</p>		<p>・ 1以上 (当該施設の他の職務との兼務可) (サテライト型居住施設は置かないでも可) (機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職</p>	

		員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」とする ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務可)
	・介護支援専門員	・常勤1以上 (当該施設の他の職務との兼務可) (サテライト型居住施設は置かないでも可) (増員に係る非常勤の介護支援専門員を除き、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は不可)
	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の数は、前年度の平均値とする ・新規に指定を受ける場合は推定数 ・併設される指定(介護予防)短期入所生活介護事業所の定員は、当該施設の入所定員と同数を上限とする ・指定(介護予防)短期入所生活介護事業所との併設の場合は、当該併設事業所の医師及び栄養士を置かないことができる ・指定(介護予防)通所介護事業所、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所、併設型指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所との併設の場合は、当該併設事業所の生活相談員及び機能訓練指導員は置かないことができる ・指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所との併設の場合は、介護支援専門員を置かないことができる ・指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所との併設の場合は、各々の基準を満たす従業者を置いているときは、当該施設の従業者は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事できる 	
設備基準	・居室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は、1人とする。 (ただし、整備状況その他の状況を勘案し、市長が特に認める場合は、2人とする) ・入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
	・静養室	・介護職員室又は看護職員室に近接して設けること
	・浴室	・要介護者が入浴するのに適したもの
	・洗面設備	・要介護者が使用するのに適したものを居室のある階ごとに設ける
	・便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとする
	・医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること ・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること ・必要に応じて臨床検査設備を設けること (ただし、サテライト型居住施設は医務室を必要とせず、入所者の診療に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる)
	・食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計面積は、3㎡×(入所定員)以上とする (ただし、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる) ・必要な備品を備えること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下幅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 5m以上 (ただし、中廊下の幅は1. 8m以上) (なお、廊下の一部の幅を拡張することで、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないときはこの限りではない)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること 	
<p style="text-align: center;">運営基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 入退居 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針 ○ 地域密着型施設サービス計画の作成 ○ 介護 ○ 食事 ○ 相談及び援助 ○ 社会生活上の便宜の提供等 ○ 機能訓練 ○ 健康管理 ○ 入所者の入院期間中の取扱い ○ 管理者による管理 ○ 計画担当介護支援専門員の責務 ○ 利用者に関する市への通知 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 定員の遵守 ○ 非常災害対策 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 協力病院等 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援者に対する利益供与等の禁止 ○ 苦情処理 ○ 事故発生の防止及び発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 地域との連携等 ○ 記録の整備 	

※ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設については、指定基準等を参照すること。

(1) 申請様式等一覧

- ① 指定申請書（第1号様式）
- ② 付表6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項
- ③ 添付書類・チェックリスト

(2) 添付書類一覧

No.	添付書類	様式番号
①	申請者の登記事項証明書又は条例等	
②	特別養護老人ホームの許可証等の写し	
③	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
④	平面図	参考様式3
⑤	設備・備品等一覧表	参考様式4
⑥	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	
⑦	併設する施設の概要	
⑧	運営規程	
⑨	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
⑩	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	
⑪	誓約書	参考様式6
⑫	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

8 看護小規模多機能型居宅介護

事業内容	<p>基本方針 看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能居宅介護の基本方針を踏まえて行うもの。</p> <p>① 訪問看護の基本方針 要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において自立した生活ができるようその療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すもの。</p> <p>② 小規模多機能型居宅介護の基本方針 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活条の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの。</p>							
申請者要件	法人							
人員基準	区分	職種・資格	員数					
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員若しくは訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、市長が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者、又は保健師若しくは看護師 ・基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当する 						
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、市長が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了している者、又は保健師若しくは看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務との兼務可) 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・管理上支障がない場合は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所・指定地域密着型特定施設・指定地域密着型介護老人福祉施設・指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）との併設の場合は、これらの施設等の職務との兼務可 						
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者 <table border="1" data-bbox="587 1800 1005 2049"> <tr> <td data-bbox="587 1800 1005 1852">夜間及び深夜以外の時間帯</td> <td data-bbox="1005 1800 1422 1852"> <ul style="list-style-type: none"> ・1名以上は常勤の保健師又は看護師 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1852 1005 1973">ア. 通いサービス</td> <td data-bbox="1005 1852 1422 1973"> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法 ・利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 ・1名以上は看護職員 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1973 1005 2049">イ. 訪問サービス</td> <td data-bbox="1005 1973 1422 2049"> <ul style="list-style-type: none"> ・2名以上 ・1名以上は看護職員 </td> </tr> </table>	夜間及び深夜以外の時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上は常勤の保健師又は看護師 	ア. 通いサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法 ・利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 ・1名以上は看護職員 	イ. 訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・2名以上 ・1名以上は看護職員
夜間及び深夜以外の時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上は常勤の保健師又は看護師 							
ア. 通いサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法 ・利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 ・1名以上は看護職員 							
イ. 訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・2名以上 ・1名以上は看護職員 							

		夜間及び深夜の時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊サービスの利用者がいない場合に、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、以下の従業者を置かないことができる
		ア. 夜間及び深夜勤務	・ 1名以上
		イ. 宿直勤務	・ 1名以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員 (訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合で、当該訪問看護事業所の基準を満たしている場合は、基準を満たしているとみなす) 	・ 常勤換算方法で2.5以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員 (小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を終了している者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専従1名以上 (ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事又は併設する施設等(「管理者」の参照)の職務との兼務可)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数は、前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ・ 介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする ・ 介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービス利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる ・ 宿泊サービスの利用者がある場合は、利用者の防火安全を考慮し、宿直勤務者は事業所内で宿直するものとする ・ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービス提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる ・ 指定地域密着型老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 		
設備基準	登録定員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29名以下 ・ 1日当たりの利用定員 <ul style="list-style-type: none"> ① 通いサービス 登録定員の2分の1から15名 ※登録定員が26名又は27名の場合は16名 登録定員が28名の場合は17名 登録定員が29名の場合は18名 ② 宿泊サービス 通いサービス利用定員の3分の1から9名 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備、備品を備えること 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 居間及び食堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能を十分に発揮しうる適当な広さ ※通いサービスの利用定員が15名を超える場合は、1名当たり3㎡以上とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員は、宿泊室1に対し1名 (ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名とすることができる) ・ 床面積は、宿泊室1につき7.43㎡以上

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室以外の宿泊室を設ける場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積は、(宿泊サービスの利用定員) - 個室定員) × 7.43㎡以上 ・ 構造は、プライバシーが確保されたもの(カーテンは不可) ・ プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備は指定看護小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。(ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能) ・ 利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から、住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業者は、スプリンクラー設備を設置するものとする。(述べ面積275㎡未満の事業所についても設置するものとする) 			
<p style="text-align: center;">運営基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅サービス事業者等との連携 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 ○ 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ○ 居宅サービス計画の作成 ○ 法定代理受領サービスに係る報告 ○ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 ○ 主治の医師との関係 ○ 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成 ○ 介護等 ○ 社会生活上の便宜の提供等 ○ 利用者に関する市への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 定員の遵守 ○ 協力医療機関等 ○ 調査への協力等 ○ 衛生管理等 ○ 地域との連携等 ○ 居住機能を担う併設施設等への入居 ○ 記録の整備 		

＜短期利用居宅介護費に関する基準＞

- ① 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること
- ② 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内の利用期間を定めること
- ③ 指定地域密着型サービス基準第171条に定める従業者の員数を置いていること
- ④ サービス提供が過小である場合の減算を算定していないこと
- ⑤ 宿泊室を利用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること

(1) 申請様式等一覧

- ① 指定申請書（第1号様式）
- ② 付表8 複合型サービス事業所の指定に係る記載事項
- ③ 添付書類・チェックリスト

(2) 添付書類一覧

No.	添付書類	様式番号
①	申請者の登記事項証明書又は条例等	
②	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
③	管理者の経歴	参考様式2
④	平面図	参考様式3
⑤	設備・備品等覧表	参考様式4
⑥	運営規程	
⑦	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
⑧	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	
⑨	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	
⑩	法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面	参考様式6
⑪	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

第3章 指定申請書類の作成方法

1 指定申請に必要な書類

地域密着型サービスの事業者指定の申請をするためには、次の書類が必要です。

書類の種類	様式	備考
指定申請書	第1号様式	指定申請書作成の留意事項
添付書類	添付書類	添付書類作成の留意事項
指定申請に係る添付書類一覧	指定申請に係る添付書類一覧	指定申請に係る添付書類一覧作成の留意事項
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表作成の留意事項
業務管理体制に係る書類		業務管理体制に係る書類の留意事項

※ 各留意事項は、次項を参照してください。

※ 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、「第5章 介護給付費の算定に係る体制等に関する届出（p60）」を参照してください。

2 編纂方法等

(1) 編纂方法及び順番

- ① 「指定申請に係る添付書類一覧」、「指定申請書」、「添付書類」の順に綴じてください。
- ② 同一敷地内で行う複数の事業を一括して申請する場合は、1つめの事業に係る「指定申請に係る添付書類一覧」、「指定申請書」、「添付書類」等を綴った後に、2つめの事業に係る各書類を綴じてください。この場合、1つめの事業と2つめの事業の間に界紙（色紙）を挿入してください。

(2) その他

- ① 複数のサービスを申請する場合（同一敷地内で行う場合を除く。）、サービスごとにフラットファイルに綴じてください。
- ② 「添付書類」は、添付書類番号の昇順に並べてください。
- ③ その他参考となる資料を添付する場合は、「添付書類」の後ろに綴じてください。

3 指定申請書作成の留意事項

- 指定申請書は各サービス共通です。
- 記載に当たっては、指定申請書の「備考」欄を参照し、記入してください。
- 地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業を併せて指定申請する場合は、「指定を受けようとする事業所の種類」欄の「地域密着型サービス」欄及び「地域密着型介護予防サービス」欄の双方に記入してください。
- 作成に当たっては、本欄記載事項を参照してください。

4 付表作成の留意事項

- 付表は、サービス毎に異なっていますので、申請するサービスに合わせて作成してください。
- 作成に当たっては、各付表の「備考」欄を参照してください。
- 「事業所名称」欄は、正式名称を記載してください。
- 「管理者」欄のうち「住所」欄は、管理者個人の住所を記入してください。
- 「事業所所在地」欄は、ビル等の名称まで正確に記入してください。
- 「主な掲示事項」欄のうち「利用料」欄は「介護報酬の告示上の額」、「介護報酬の告示上の額の1割、2割又は3割」等とすることも可能です。
- 作成に当たっては、本欄記載事項を参照してください。

5 添付書類作成の留意事項

書類区分	様式番号	作成上の留意事項等
○ 申請者の登記事項証明書又は条例等	写し	登記事項証明書は、法務局で取得してください。
○ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参考様式1の記入例等を参照してください。 ○ 事業開始予定日から第4週分の予定を記載してください。 ○ 兼務従業員については、それぞれの勤務時間を明確にしてください。 ○ (介護予防)小規模多機能型居宅介護等の場合は、夜間及び深夜時間帯と夜間及び深夜時間帯以外の勤務体制を明確にしてください。 ○ 指定基準上、資格要件が定められている従業者(看護職員等)は、資格を証明する書類の写しを添付してください。 ○ 指定基準上、研修の受講が義務付けられている従業者等は、研修の修了証の写しを添付してください。

書類区分	様式番号	作成上の留意事項等
○ 管理者経歴書	参考様式2	○ 参考様式2の備考欄を参照してください。 ○ 他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務時間を明確にしてください。 ○ 指定基準上、研修の受講が義務付けられている場合は、研修の修了証の写しを添付してください。
○ 平面図（事業所）	参考様式3 又は任意	○ 各部屋の用途及び面積を明示してください。 ○ 建築確認済証の写し、防火対象物使用開始届出書等の写しを添付してください。
○ 設備・備品等一覧表	参考様式4	○ 参考様式4の備考を参照してください。 ○ 「サービス提供上配慮すべき設備の概要」欄は、指定基準に定められている設備について、それぞれ概要を記載してください。
○ 運営規程	任意	○ 「運営規程の掲載事項（P20）」で必要事項を確認してください。
○ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5	○ 苦情処理に係る事業所の対応方針等を具体的に記入してください。
○ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	写し	○ 利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関と、あらかじめ取り交わした契約書の写し ○ 小規模多機能型居宅介護等の場合で、協力歯科医療機関がある場合は、当該協力歯科医療機関との契約書の写し
○ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	任意	○ 下記事項について、具体的に記載してください。 ① 利用者に対するサービス提供確保のための連携・支援体制 ② 夜間における緊急時の対応等のための連携・支援体制 ③ その他参考事項
○ 誓約書	参考様式6	○ 参考様式6備考を参照してください。
○ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	参考様式7	○ 介護支援専門員の氏名と番号を記載し、介護支援専門員証の写しを添付してください。

6 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表作成の留意事項

- 複数の事業について申請を行う場合は、サービスごとに別葉で作成してください。

7 提出部数

正本1部を窓口に出し、申請者は、副本を作成のうえ、保管してください。

第4章 指定後の手続き等

1 変更届等の手続き

(1) 変更届の手続き（介護保険法第78条の5及び第115条の15）

① 変更届が必要な場合

介護保険法第78条の5では、指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定められる事項（介護保険法施行規則第131条の13及び同規則第140条の30に規定。）が変更になったときは、その旨を本市に10日以内に届け出る必要があります。

（ただし、運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることとします）

どのような場合に変更届が必要になるかについては、サービスの種類により異なりますので、十分に御注意ください。なお、ご不明な点がございましたら、事前に相談してください。

② 変更届の様式及び記入方法

変更届の様式は各サービス共通です。変更届出書（第2号様式）をサービスごとに記入してください。

③ 変更届に必要な添付書類

変更届出書に必要な添付書類は、「事業所（施設を含む）に関する変更（主な事項）に係る添付書類（P56）」を参照してください。

④ 加算の算定開始の届出の提出期限

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

⇒開始月の前月15日

イ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

⇒開始月の1日（原則、開始月の前月中に提出していただくようお願いします。）

⑤ 提出部数

正本1部を窓口に提出してください。

なお、届出者は副本を作成のうえ、保管してください。

<変更届が必要な事項>

事業種別 変更事項	心型訪問介護看護 定期巡回・随時対 夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	看護小規模多機能 型居宅介護
①事業所（施設）の名称及び所在地	○	○	○	○	○	○	○
②申請者（開設者）の名称	○	○	○	○	○	○	○
③主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○
④代表者の氏名、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○
⑤登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○
⑥建物の構造概要、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○
⑦事業所の管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○
⑧運営規程	○	○	○	○	○	○	○
⑨協力医療機関・協力歯科医療機関				○	○	○	○
⑩介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携・支援体制				○	○		○
⑪介護支援専門員の氏名及びその登録番号				○	○	○	○
⑫本体施設との移動経路等						○	
⑬併設施設等の状況等						○	
⑭連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	○						

【事業所等（施設を含む）に関する変更（主な事項）に係る添付書類】

	変更内容	添付書類
1	事業所の名称	○運営規程
2	事業所の所在地・電話番号・ファックス番号	○運営規程 ○事業所の平面図 ○建物の全体図 ○設備・備品一覧表（参考様式4） ※備品に変更がない場合は提出不要 ○事業所の写真 ※電話番号・ファックス番号のみの変更の場合は、変更届出書のみ提出
3	主たる事務所の所在地	○登記事項証明書
4	代表者の氏名、住所及び職名	○登記事項証明書 ○誓約書（参考様式6） ○研修修了証等の写し（代表者に資格要件がある場合）
5	登録事項証明書又は条例等	○登記事項証明書
6	事業所の建物の構造、専用区画等	○事業所の平面図（参考資料3） ○設備・備品一覧表（参考様式4） ※備品に変更がない場合は提出不要 ○事業所の写真
7	事業所の管理者の名前	○管理者の経歴（参考様式2） ※認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の場合 ○研修修了証等の写し（管理者に資格要件がある場合） ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
8	運営規程	○運営規程（変更箇所を下線や色づけ、新旧対照表等により明記すること）
9	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	○協力医療機関・協力歯科医療機関との契約書の写し
10	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	○連携施設等との契約書、その他取り決め事項等の写し
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	○介護支援専門員の氏名及び登録番号（参考様式7） ○介護支援専門員登録証の写し ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
12	本体施設との移動経路等（本体施設がある場合）	○施設と本体施設の位置関係のわかる地図（移動経路、方法、移動に要する時間を記入）
13	併設施設の状況等（併設する施設がある場合）	○併設施設のパンフレット ○併設施設の運営規程

※上記の書類以外にも、必要に応じて提出をお願いする場合があります。

(2) 廃止・休止・再開届の手続き（介護保険法第78条の5及び第115条の14）

① 廃止・休止・再開届が必要な場合

介護保険法の改正により、平成21年5月1日から、指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までにその旨を市に届け出る必要があります。休止した当該指定に係る事業を再開したときは、その旨を市に10日以内に届け出る必要があります。また、廃止・休止時における、利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務付けられています。

また、休止については、休止期間の終了日までに事業の再開又は廃止を検討し、再度、再開又は廃止の届出をする必要があります。

なお、指定を受けた法人から別法人に事業が移行する場合は、当該指定を受けた法人の事業所は「廃止」となり、別法人が新たに指定申請の手続を行うこととなります。

② 届出書の記入方法

廃止・休止をする場合は、「廃止・休止届出書（第4号様式）」、再開する場合は、「再開届出書（第3号様式）」を提出する必要があります。廃止及び休止の届出事項は、事業所名等のほか、廃止又は休止の理由、現にサービスを受けていた者に対する措置について、また休止の場合は、当該休止期間についても届け出ることとなります。

③ 廃止・休止・再開届に必要な添付書類

廃止及び休止については、添付書類の必要はありません。再開をする場合は、「再開届出書（第2号の2様式）」のほか、勤務形態一覧表や休止前の状況に変更が生じている場合は、「変更届出書（第2号様式）」も併せて提出してください。

④ 介護報酬の請求事務との整合を図るため、以下のとおりとします。

ア 廃止年月日は月末日としてください。

イ 休止開始日は月の初日、休止終了日は月末日としてください。

(a) サービス利用者の利便性を考慮し、休止期間は6か月以内とします。

(b) 休止期間の延長は1回だけとし、当初の休止期間と合わせた休止期間は1年以内とします。

ウ 再開日は、月の初日としてください。

⑤ 提出部数

正本1部を窓口に提出してください。

なお、届出者は副本を作成のうえ、保管してください。

(3) 辞退届の手続き（介護保険法第78条の8）

① 辞退届が必要な場合

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業者は、当該指定に係る事業を辞退するときは、その旨を本市に1ヶ月以上前から届け出る必要があります。

② 届出書の記入方法

辞退をする場合は、「指定辞退申出書（第5号様式）」を提出する必要があります。

③ 提出部数

正本1部を窓口へ提出してください。

なお、届出者は副本を作成のうえ、保管してください。

2 更新申請の手続き

(1) 更新申請の手続き（介護保険法第78条の12及び第115条の21）

① 指定更新申請が必要な場合

指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該事業に係る指定を受けて、6年が経過する前に、その更新を受けなければその効力を失いますので、指定の更新申請が必要になります。

指定の更新をする場合は、指定更新日の40日以上前までに、「指定更新申請書（第6号様式）」を提出してください。なお、受付後から指定の更新まで流れは、原則として、指定の流れを準用します（「第1章 指定等手続きの概要－3 指定の流れ（p5）」を参照してください。）。

② 指定更新申請に必要な添付書類

原則、指定申請と同様とします。

③ 留意事項

ア 更新時に、過去に同一のサービスで取消処分を受けた場合や基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認し、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新が受けられないことがあります。

イ 更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様で、原則として、指定基準を満たしていないと指定の更新はできません。なお、基準や欠格事由、その他指定更新申請の取り扱いは、法改正等に伴い、変更されることがあります。

ウ 指定更新申請書の内容は、指定更新申請書提出日現在ではなく、指定更新日現在の見込みで作成してください。

エ 変更届出を提出していない事項があった場合は、指定更新申請前に、速やかに変更届出書を提出してください。

オ 指定更新申請書の提出後、指定更新日までに、管理者や定員の変更など、変更届出が必要な事案が発生した場合は、通常時と同様に、速やかに変更届出書を提出してください。

また、変更届出の必要のない従業者の雇用状況等に変更があった場合には、訂正した関係書類等の提出をお願いします。

カ 防府市内の事業所については、指定更新申請書受付時に、経歴書に記載した資格証及び研修修了証を確認します。必ず、資格証等の写しをお持ちください。

キ 休止中の事業所の指定更新については、人員及び設備に関する基準を満たしていないので指定更新を受けることはできず、指定の期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。

ただし、指定の有効期間満了日までに「再開届」を提出し、基準を満たしていると判断される場合は更新を受けることができます。

ク 必要に応じ、指定更新申請書の添付書類の差し替えや追加書類の提出を求めることがあ

ります。

ケ 指定更新に必要な手続でご不明な点がございましたら、事前に窓口にご相談ください。

④ 提出部数

正本1部を窓口提出してください。

なお、申請者は副本を作成のうえ、保管してください。

(2) 指定の効力

平成18年4月1日以降に指定を受けた場合

最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から6年間

① 地域密着型介護予防サービスの場合

地域密着型介護予防サービスについても、指定の更新申請が必要になります。

ただし、平成18年4月に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けたものとみなされた事業所は、地域密着型サービスと同じ日が指定の更新日となります。

② 地域密着型通所介護事業所の場合

平成28年4月に地域密着型通所介護事業所の指定を受けたものとみなされた事業所は、通所介護事業所として指定を受けた日から、指定の効力の満了日を算定します。

③ 事業所の所在地以外の市町村から指定を受けている場合（みなしも含む）

事業所の所在地以外の市町村から指定を受けているとみなされている場合及び指定を受けた場合も、指定の更新申請が必要となります。指定権者の市町村に更新申請の時期等を確認してください。

第5章 介護給付費の算定に係る体制等に関する届出

介護給付費は、一定の条件のもと、その内容を届出ることにより加算等で介護サービスを提供することが可能になります。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、指定申請時、又は指定後、体制に変更があった際に提出する必要があります。

他市町村から指定（みなし指定含む。）を受けている場合、介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書は、当該他市町村にも提出してください。提出書類等は、当該市町村に問い合わせてください。

1 加算及び減算の種類

加算及び減算の種類はサービス種類ごとに様々です。必ず担当者に事前相談してください。

2 提出時期等

(1) 加算を算定する場合

サービス種別	届出受理日	加算算定開始日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	毎月15日以前	翌月
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	毎月16日以降	翌々月
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	毎月1日	当該月
地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	毎月2日以降	翌月

(2) 加算を算定しなくなる場合

事業所の体制を変更した結果、加算の算定をしない状況が生じた場合又は加算を算定しなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。この場合、加算の算定をしなくなった事実が発生した日から加算の算定を行わないものとします。

また、届出を行わず当該算定について請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることとなります。なお、悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

(3) 減算になる場合

以下に該当する場合は、減算の届出をしてください。

減算の届出を行わず請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることとなります。なお、悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

① 人員基準欠如に該当する場合

<p>看護・介護職員の人員基準欠如</p>	<p>人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算されます。</p> <p>人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p>
<p>看護・介護職員以外の人員基準欠如</p>	<p>その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及び指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合についても、同様の取扱いとなります。また、指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとなります。</p>

※ 上述の「職員配置等基準」とは、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」（平成12年厚生省告示27号）を指します。

② 夜間勤務条件による減算について

<p>夜勤体制による減算</p>	<p>夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夜勤時間帯（午後10時から翌日午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 ○ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合
------------------	--

※ 上述の「夜勤職員基準」とは、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）」を指します。

3 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

- ① 変更届出書（第2号様式）
- ② 介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費算定にかかる体制等状況一覧表（別紙1－3）
- ④ 添付資料（それぞれの加算に必要な添付書類については、担当者に事前に相談してください。）

また、体制等の変更により、変更届をする場合は、事務処理の過誤による介護報酬の過誤請求又は減算を未然に防止する観点からも、できるだけ担当者へ事前相談をした上で、提出してください。

なお、減算にいたった事由が解消した場合は、その内容がわかる「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）」及び資格が必要な職種の場合は、資格証の写しを添付してください。

4 提出部数

正本1部を窓口に提出してください。

なお、届出者は副本を作成のうえ、保管してください。